

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受託者は、本業務を履行するにあたり委託者より委託をうけた個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を意識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（使用者への周知）

第3条 受託者は、本業務に従事する者に対し、個人情報の内容をみだりに他人に知られ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正な管理）

第4条 受託者は、業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、損失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、寄附者より個人情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合、訂正等を行うものとする。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 委託者は、業務を履行するために必要な範囲において、個人情報を配送事業者及び委託者の指定する返礼品提供事業者（以下併せて「委託先」という。）に委託することを承諾する。この場合、受託者は、委託先に対し前項において自己が追うものと同等の義務を課するものとする。

（複写及び複製の禁止）

第6条 受託者は、業務を履行するに当たり必要な範囲で、個人情報を複写し、又は複製できるものとする。

（事故発生時の報告義務）

第7条 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その対応を協議するものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の処分)

第8条 受託者は、本契約が終了し、又は解除されたときは、業務にかかり委託者より委託を受けた個人情報を漏えいしない方法で処分する。